

(第二面)

区分 項番 3 ( 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止

大臣 知事 コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可 ( 一般 ) 特 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

該当する2~4のコードを記入する。

営業しようとする建設業 8 3 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

変更前 1

(従たる営業所)

一般なら「1」、特定なら「2」を、該当する許可業種欄に記入する。

フリガナ 上段が、今から営業するもの。 下段が、既に営業しているもの。 ※許可の業種追加の申請をする場合、この変更届では追加はできません。別途申請書を提出して下さい。

従たる営業所の称 8 4 フリガナ

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

変更前 1

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4 フリガナ

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4 フリガナ

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

変更前